

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業概要

事業所名	恵信塩山サポートセンター
所在地	甲州市塩山上於曽 1195番地
連絡先	TEL 33-3205 FAX 33-3207
介護保険指定番号	1950380004
サービス提供地域	甲州市、山梨市、笛吹市

2 事業の目的と方針

<目的>

介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

<方針>

要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、多様な事業所から総合的かつ効果的にサービスが提供されるよう支援を行います。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等との綿密な連携を図ります。

3 事業所の職員体制

職種	人員	勤務形態
管理者 <small>(主任介護支援専門員)</small>	1名	常勤
介護支援専門員	2名以上	常勤

4 営業時間

平日	午前8時45分～午後5時45分
土・日・祝日 12月29日～1月3日	休業

※当事業所では、緊急の場合には上記以外の時間帯であっても、24時間相談受付可能な体制を整えています。その場合は、下記までご連絡をお願いします。併設施設のスタッフが要件を伺い、必要に応じ担当介護支援専門員におつなぎ致します。

緊急連絡先：0553-33-3205 恵信塩山ケアセンター

5 サービス提供の主な内容と提供方法及び提供方針

- ① 利用者が自宅において必要なサービスを適切に利用できるよう、適切な居宅介護サービス計画の作成を支援するとともに、サービス事業者等の連絡調整や申請手続きの代行、その他必要な対応を行います。
- ② 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、介護保険以外の各種在宅サービスを含め、適切なサービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう努め、サービス計画書の作成・交付をさせていただきます。
- ③ 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に偏らないよう、公正中立に対応します。
利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
当事業所におけるサービス計画に位置付けた事業所の紹介割合は、ご希望に応じて開示させていただきます。
- ④ 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の悪化防止又は要介護状態の予防に努めると共に医療サービスとの早期の連携についても十分に配慮いたします。
医療機関に入院する必要が生じた場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を、医療機関にお伝えください。
- ⑤ 居宅サービス計画の作成後も、最低月1回は利用者の居宅を訪問し、サービス計画の実施状況、解決すべき課題を把握し、必要に応じてサービス計画の変更、サービス事業所との連絡調整やその他必要な対応を行います。
医師が医学的知見に基づき回復の見込みが無いと診断した場合、助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問し利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。その時々の状態に即したサービス内容への調整等を行います。

6 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は次の者ですので、サービスについてのご相談等どんなことでもお寄せください。

介護支援専門員：_____ 連絡先：0553-33-3205

7 利用料金

- ① 利用料金 無し。
- ② 交通費
・通常実施地域は無し。
・通常実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を徴収。

8 個人情報について

- ・「個人情報同意書」に記載の通り対応致します。

9 事故対応・秘密保持について

- ・「居宅支援契約書、第9条・第10条」に記載の通り対応致します。

10 緊急時の対応方法

サービス事業者からの緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

11 苦情相談窓口

- (1) 恵信塩山サポートセンター 管理者 原 昌彦 (0553-33-3205)
- (2) 保険者である市町村及び、国民健康保険連合会(055-223-9201)
も相談窓口を設置しています。

12 虐待防止のための措置

虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会及び研修を実施します。
事業所職員又は利用者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）
等による虐待を発見した場合は、速やかに市町村への通報を行い、市町村等が
行う虐待等に対する調査等に協力します。

虐待防止責任者：管理者 原 昌彦 (0553-33-3205)

13 感染症対策の取り組み

事業所において感染症の発生及びまん延しないよう、委員会の開催（6か月に1回以上）、指針の整備、研修及び訓練の実施等取り組みます。

14 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施及び、早期に再開するための業務継続計画（B C P）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。定期的に計画の見直しを行います。

15 ハラスメント防止対策

事業所職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメント防止指針・マニュアルの周知啓発、相談対応などに取り組んでいます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼそうとする）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけおとしめる行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

信頼関係の下で支援させていただきたいと願っておりますが、職員へのハラスメント等により、支援継続が困難であると判断した場合には、契約を解除させていただく場合があります。ご協力を願い致します。

1.6 身体的拘束の禁止

利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけないこととし、行う場合にはその状況及び時間、その利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【説明確認欄】

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 甲州市塩山上於曽 1195 番地

名称 恵信塩山サポートセンター

説明者 介護支援専門員

印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

上記代理人(代理人を選定した場合)

又は利用者家族代表

住所

氏名

印